主 文 原審判を左のとおり変更する。

一、別紙目録記載の不動産及び動産を相手方(原審利害関係人)B、同Fの両名共有とし、これにたいして右相手方両名は連帯責任をもつて、抗告人(原審申立人)K、同J、同Lにたいしては各金十一万六千九百七十一円六十八銭を抗告人(原審申立人)H、同I、同M、同N、同O、同Pにたいしては各金二万三千三百九十四円三十三銭を支払うべき債務を負うものとする。

二、相手方B、同Fは前項による債務の履行のため、連帯して、抗告人K、同J、同Lにたいしては、昭和二九年六月三〇日限り各金五万八千四百八十五円八十四銭を、昭和三〇年六月三〇日限り、各金五万八千四百八十五円八十四銭を、抗告人H、同I、同M、同N、同O、同Pにたいしては、昭和二九年六月三〇日限り各金一万一千六百九十七円十六銭を、昭和三〇年六月三〇日限り各金一万一千六百九十七円十七銭を支払うべし。

三、本件手続費用は第一、二審ともこれを三分し、その一を相手方等 の連帯負担とし、その余を抗告人等の連帯負担とする。

理由

本件抗告理由は別紙抗告の理由書と題する書面記載のとおりであるから以下にこれにたいする判断をする。

抗告理由第一点について。

本件記録を調査すると、原裁判所は昭和二七年七月一七日以来数回にわたり調停委員会による調停期日をひらき、当事者双方にたいし、申立の趣旨、実情及びこれにたする答弁の各陳述並びに証拠の提出援用及び認否をさせ、かつ調停を試みたが、当事者双方の意見が一致せず、調停を成立させるにいたらなかつたことをうかがうに十分である。したがつて原裁判所は本件につきなんら調停を試みることをしなかつたという本抗告理由は失当で採用しがたい。

抗告理由第二点及び第一二点について。

記録中の、相手方A、利害関係人Bの各尋問調書並に乙第九号証の各記載を合せ考えると、相手方C、同A、同D、同Eは昭和二十四年十一月三十日相手方(原著見際人)B、同Fにたいして被相続人G相続財産にたいし譲渡人らが有する意規を持分は貴殿両名に譲渡いたしますと記載した書面(乙第九号証)による思表示をし、右B及びFがこれを承諾した事実を認めることができる。前記尋問調書の記載によると、相手方C外三名は、右B及びFに、本件被相続人Gのあとを相らせる目的をもつて前記書面による意思表示を為し、右B及びFもその趣旨をもて承諾をしたものであることが認められること及び、前記合意の意味は相続財政の負債は承継させないとか、資産部分のみを譲り渡すのだとみられるような別段の事情が認められないことに徴し、前記合意は前記の相手方C外三名がおのおの共同相続人の一人たる法律上の地位すなわち相続分を前記B及びFに譲り渡す旨の合意と解するのが相当である。

一かような、相続分の譲渡は、これによつて共同相続人の一人として有する一切の権利義務が包括的に譲受人に移り、同時に、譲受人(本件においては前記B同F)は遺産の分割に関与することができるのみならず、必ず関与させられなければならない地位を得るのである。原審が本件遺産分割手続に相手方(原審利害関係人)B、同Fを参加させて審理をしたのは正当である。

〈要旨第一〉また、相手方A外三名と相手方B、Fとの間の行為は、前段説明のような意味の相続分の譲渡であ〈/要旨第一〉つて、相続財産に属する個別的財産(個々の物または権利)に関する権利の移転ではないから、各種個別的権利(物権債権鉱業権その他工業所有権といわれる類)の変動について定められる対抗要件の諸規定の、なんらかかわるところではない。抗告人の所論はいずれも採用できない。

抗告理由第三点について。

このような場合に相手方A外三名を手続から脱退させるべきだという明文の規定は、家事審判法、家事審判規則及びこれらによつて準用させるすべての法律規則中に存在せず、また、これらの解釈からもかような結論はでてこない。所論は抗告人独自の見解であつて採用に価しない。

抗告理由第四点ないし第九点について。

右抗告理由は要するに原裁判所が証拠によつてなした事実の認定を攻撃するものであるが、記録にあらわれた諸証拠を考え合わせると、原審判認定のとおり認めるのが相当であるから抗告人の所論は採用しない。

抗告理由第一〇点について。

本抗告理由は要するに原審判における遺産分割の方法が相当でないということを抗告人らの主張事実を根拠として強調するものであるが、原審判の理由説明によれば、右審判における遺産分割方法はなんら不当ではない(ただし、抗告理由第一一点について説示する点を除く)からこの点も採用の価値がない。

抗告理由第一一点について。

成立に争のない甲第九、第二三なし第二五号証、原審証人Hの証言及び原審における抗告人I、同Jの各供述を綜合すると、抗告人らのうちには、利害関係人Fまたは同人夫妻に手切金あるいわ慰藉料名義で相当の金円を贈与する意思のあつたとは十分にうかがわれるところであるが、右証拠によると、抗告人らが本件まりを贈与する意思あることを述べたのは、抗告人らの本件申立の趣旨が容れられ、本件遺産たる物件が抗告人Hの所有となり、F人らの本件建物から退去するにいたることを前提条件とするものと解するのを相当とが本件建物から退去するにいたることを前提条件とするものと解するのを相当とする。したがつて原審判のように相手方等及び利害関係人らの申立が容れられるまではよいては、抗告人らにはFにたいし、手切金あるいわ慰籍料贈与のであるから、原裁判所がその意思あるもののように判断してければならない。

〈要旨第二〉また、相続人は、祖先の祭祀をいとなむ法律上の義務を負うものではなく、共同相続人のうちに祖先の祭祀〈/要旨第二〉を主宰するものがある場合他の相続人がこれに協力すべき法律上の義務を負うものでもない。祖先の祭祀を行うかどうかは、各人の信仰ないし社会の風俗習慣道徳のかかわるところで、法律の出る場ではないとするのが現行民法の精神であつて、ただ祖先の祭祀をする者がある場合には、その者が遺産中祭祀に関係ある物の所有権を承継する旨を定めているだけである(民法八九七条第一項)。したがつて、利害関係人両名が本件家屋内においる、仏壇その他を整えて被相続人Gの祭祀を行つているからといつても、抗告人らにおいて利害関係人らの行う右祭祀に協力し、將来これを継続するに要する費用を担すべき法律上の義務あるものではない。原審判が抗告人らに分割すべき本件遺産中から將来の祭祀料として金五万円を控除したことは不当といわなくてはならない。

右のとおりとすれば、原審判において認めた抗告人らの相続分にたいする本件遺産の算定価額は金五十八万四千八百五十八円四十銭であるから、これを抗告人らの各相続分に応じて算出すると利害関係人両名に、抗告人K、同J、同Lにたいしては各金十一万六千九百七十一円六十八銭、抗告人H、同I、同M、同N、同O、同Pにたいしては各金二万三千三百九十四円三十三銭(厘以下切捨)を支払うべき債務を負担させ、利害関係人両名はこの責務について連帯責任を負うものとし、かつ主文掲記のとおりの期限に分割して支払うべきものとして、現物をもつてする分割に代えるを相当とすることは金額の点をのぞき原審判理由に説示するところによって、おのずから明かであるからここにこれを引用する。

また、原審判主文三、には「申立人等並に相手方等は利害関係人B、同Fに対し、別紙目録記載の不動産につき申立人K、同J、同Lは各二十五分〇五の、爾余の申立人等及び相手方等は各二十五分の一の割合を以て共同相続による所有権取得の登記を為した上これを申立人等は売買に因る、相手方等は贈与に因る所有権移転登記を為せ。若し申立人等及び相手方等が右各登記を為さないときは利害関係人B、同Fは申立人等及び相手方に代つて自ら右各登記手続を為すことがてきる」とある。

しかしながら、遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼつてその効力を生ずるのであり(民法第九〇九条)、分割によつて相続人の一人に属するにいたつた財産は、その相続人が直接に被相続人から承継したことになるのである。したがつて遺産に属する不動産について相続登記が、まだしてないかぎりは、協議によつたにせよ、審判によつたにせよ、分割のことがきまつたら、分割によつて不動産を取得した者が、被相続人名義の登記から直接に取得するものとして登記することができる。あえて共同相続による相続登記をして、さらに分割によつて単独の権利者とな

つた者へ権利移転の登記をするという手数をかける必要はない。このことは相続分を譲受けた第三者についても同様と解さなければならない。記録によると、本件遺産中の別紙目録不動産について相続登記はしてないと認められるから、原審判の前 記主文のような宣言は必要がない。

よって、原審判は、これを変更するを相当と認め、家事審判規則第一九条第二項、家事審判法第七条、非訟事件手続法第二八条第二九条、民事訴訟法第九三条によって主文のとおり決定する。 (裁判長判事 藤江忠二郎 判事 原宸 判事 浅沼武)